

お客さま各位

インボイス制度における当金庫の対応について

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和 5 年 10 月 1 日から開始されますので、当金庫の登録番号及びインボイス対応の概要をお知らせいたします。

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録年月日	令和 5 年 10 月 1 日
登録番号	T3100005008323
名称	諏訪信用金庫
本店又は主たる事業所の所在地	長野県岡谷市郷田 2 丁目 1 番 8 号

2. 当金庫のインボイス対応の概要について

(1)各営業店窓口等でお支払いいただいた手数料について

各営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」「振込金受取書」等を発行いたします。

なお、お手元に「振込依頼書」を保管していただいているお客さまについては、旧帳票はインボイス制度に対応していないため令和 5 年 9 月 11 日以降に各営業店窓口で配布する新帳票をご利用いただきますようお願いいたします。新帳票は令和 5 年 10 月 1 日のインボイス制度開始前よりご利用いただけます。

(2)口座振替でお支払いいただいた手数料について

口座振替でお支払いいただいた各種手数料については、ご希望のお客さま向けにインボイスを年 2 回(※)ご郵送いたします。

なお、ご郵送をご希望のお客さまは所定のお手続きが必要となりますので、各営業店窓口もしくは営業担当者までお申し出ください。

(※)お客様のご希望月(6 カ月間隔、年 2 回)に、手数料無料でご郵送いたします。

(3)ATM 及び両替機でのお取引について

ATM 及び両替機でのお取引については、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例の対象」となりますのでインボイスは発行いたしません。

(お客さまが ATM・両替機で発行される「お取扱明細票・ご利用明細」等を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。)

以上